令和2年度

「とんぼの未来・北の里づくり」 第 2 回 事 例 研 究 会

書面議案(令和3年3月30日)



北海道日本型直接支払推進協議会

「とんぼの未来・北の里づくり」令和2年度第2回事例研究会 書面会議次第

1. 報告事項

(1) 令和2年度行動計画の報告 ・・・・ 【資料1】

(2) 本研究会の検討内容の報告

・ 外来種駆除(アライグマ)について・・・ 【資料2-1】

・ 本交付金の使途対象活動の拡充について ・・・ 【資料2-2】

・ 新たな事務委託先等の確保による支援・体制強化 ・・・ 【資料2-3】

2. 議題

(1) 令和3年度事例研究会行動計画(案) ··· 【資料3】

(2) 事例研究会会員の委嘱の延長について

3. その他

「とんぼの未来・北の里づくり」事例研究会 設置要領

平成 29 年 12 月 14 日制定 令和元年度 11 月 26 日改正

1. 趣旨

北海道における農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、多面的機能支払事業における効果的な活動事例などの情報収集を行い、各々の地域の状況に応じた更なる活動の充実・発展を図るために、事例内容について検討を行い、発信等を行うことを目的として、この会を設置する。

2. 構成

本会は、11名の活動組織構成員、6名の市町村職員と各2名の北海道及び北海道土地改良 事業団体連合会職員の計21名程度で構成する。

- (1)活動組織構成員は、水田地域4名、畑地域4名、草地域3名の次世代にわたる農業者等の11名程度とする。
- (2) 市町村職員は、水田地域、畑地域、草地域の本事業を担当する者から各々2名の6名程度とする。
- (3) 北海道及び北海道土地改良事業団体連合会職員は、北海道日本型直接支払推進協議会事務局から各々2名の4名程度とする。
- (4) その他、必要に応じて指導助言・意見聴取のため、第三者を招集することを可能とする。

3. 活動内容

本会では、次の活動を行うものとする。

- (1) 本事業における効果的な活動事例や要望の多い活動事例などの情報収集
- (2) 事例内容についての検討及び必要に応じた調査
- (3) 活動組織及び市町村等へ活動事例や検討結果等の情報発信
- (4) 北海道地域活動指針に追加すべき活動項目の抽出・調査・検討
- (5) その他多面的機能支払事業の効果的な取組に必要な事業等

4. 主管

北海道日本型直接支払推進協議会

5. 庶務

北海道日本型直接支払推進協議会事務局 (北海道土地改良事業団体連合会技術部地域支援課)

6. その他

この要領に定めるもののほか、本会の設置、運営等に関し必要な事項は別に定める。

「とんぼの未来・北の里づくり」事例研究会 会員一覧

令和2年8月24日時点

						19.16	
会員No	局名	市町村名	区分	地帯	組織名	役職	氏名
1	空知	岩見沢市	組織	田	岩見沢市広域協定	代表	干場 法美
2	空知	岩見沢市	団体	田	北海土地改良区 総務課	主事	小嶋 凌太
3	上川	名寄市	組織	田	名寄東資源保全活動組織	代表	鷲見 悦朗
4	上川	旭川市	組織	田	旭川土地改良区 建設課	課長補佐	鈴木 将浩
5	留萌	留萌市	組織	田	NPO法人るもい農業応援隊	事務局長	佐藤 武志
6	オホーツク	遠軽町	組織	畑	遠軽町環境保全広域協定運営委員会	会計	岡村 貴幸
7	十勝	芽室町	組織	畑	上伏古環境保全組合	組合長	鳥本 勝信
8	後志	真狩村	組織	畑	まっかりニコニコクラブ広域協定	会長	向井 芳和
9	空知	岩見沢市	行政	田	岩見沢市農政部農業基盤整備課基盤整備係	係長	伊丸岡 貴哉
10	胆振	洞爺湖町	行政	畑	洞爺湖町農業振興課農業振興グループ	主査	村上 友和
11	オホーツク	北見市	行政	畑	北見市 農林水産部農林整備課管理係	係長	江本 博幸
12	釧路	鶴居村	行政	草	鶴居村産業振興課農政係	係長	志村 剛
13	根室	別海町	行政	草	別海町産業振興部農政課	主任	真籠 美香
14			道協議会		北海道農政部農村振興局農村設計課	多面的機能支払係長	松井 繁雄
15			道協議会		北海道農政部農村振興局農村設計課	主査	佐藤 暁史
16			道協議会		水土里ネット北海道技術部地域支援課	主幹	保田 知巳
17			道協議会		水土里ネット北海道技術部地域支援課	副主幹	佐藤 秀哉
						-	

令和2年度活動報告について

		行動	動計画	活動実施
1	R2.8	第1回事例研究会開催	・制度改正について ・R1年度活動総括 ・今後の事例研究会の進め方について →今年度の取組みについて ・令和2年度の事業計画(案)について	R2.8.24 第1回事例研究会開催 場所:(札幌市)ポールスター札幌 4階「ライラック」 会員12名参加、オブザーバー13名参加
2	R2.10		効果的な活動について	R2.11.2 多面的機能支払交付金に取組む全ての市町村 本交付金の使途対象活動の拡充要望の聞取り調査 (成果は資料2-2による) R3.1.6 多面的機能支払交付金に取組む全ての市町村 鳥獣害被害防止の取組みに関するアンケート調査の実施 (成果は資料2-1による)
3	R2.11		効率的・効果的な執行体制について	R2.3.9 新たに任意団体を設立し事務委託している15市町村 事務委託の聞取り調査の実施(前年度すでに調査済み) (成果は資料2-3による)
4	R3.1	草地分科会開催	・ブロック別開催	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
5	R3.2	全道事例発表会	• 活動事例の発表	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
6	R3.3	第2回事例研究会開催	・今年度の行動計画の報告・本研究会の検討内容の報告・令和3年度事例研究会行動計画(案)・その他	R3.3.30 第2回事例研究会開催 書面会議による開催

多面的機能支払交付金における鳥獣等被害防止の取組みについて ~ アンケート結果にみる傾向 ~

- 1. アンケート調査の目的
- 2. 調査手法
- 3. アンケート結果(Q1~Q10)
- 4. 考察
- 5. 今後の対応方針(案)
- 6. 参考

1. アンケート調査の目的

近年、各地域において共通の課題であるエゾシカやアライグマ対策などにみる「鳥獣等被害防止の取組」については、活動組織単位での取組みよりも市町村単位、さらには全道一円で取り組むことにより大きな波及効果が期待できる。

そこで、「鳥獣等被害防止の取組」に関する活動組織の取組み及び市町村の関わり方などについて、特に近年、生息範囲が急激に拡大している

" アライグマ "

対策を主眼に、広く情報を収集し、事例の発信を目的にアンケート調査を実施した。

2. 調查手法

- ■調査対象
 - ・ 令和 2 年度 多面的機能支払交付金に取り組む 1 5 2 市町村
 - ・ 回答者は、本交付金の市町村担当職員
- ■調査方法·期間
 - ・ (調査方法)メールによるアンケート調査票の送付・返信回収
 - · (調査期間) 令和3年1月6日~1月15日

なお、アンケートの設計に関しては、 道環境生活部 環境局 自然環境課に助言・指導をいただいた。

3. アンケート結果

■回収率 : 142/152市町村 = 93 %

Q1 農業被害又は生態系の保全上支障となっている動植物

鳥獣等被害の主なもの

- ①エゾシカ 139/142 (98%)
- ②ヒグマ 106/142 (75%)
- ③アライグマ101/142 (71%)

他に、カラス、キタキツネが多い

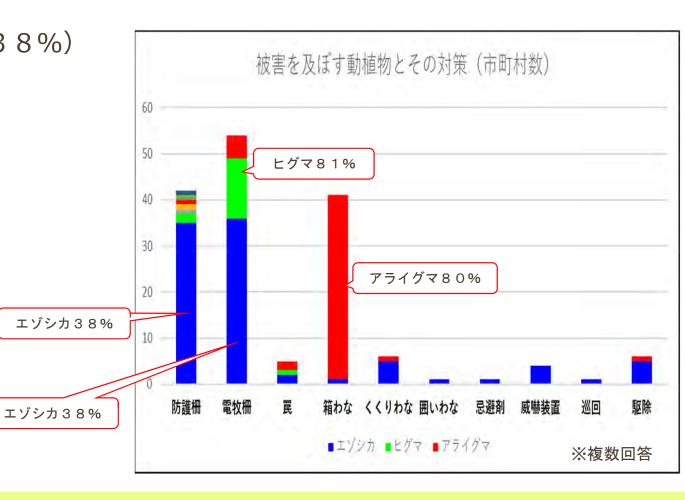


Q 2 支障となっている動植物及びその対策に係る市町村の数 (本交付金活用に限定)

エゾシカは、防護柵、電牧柵が同率(38%)

ヒグマは、電牧柵が多い(81%)

アライグマは、箱わなが多い(80%)



Q2-① 支障となっている『アライグマ』の排除等に取り組む市町村、活動組織の数 (本交付金活用に限定・振興局別)

「アライグマ被害あり」と回答した

101市町村のうち、

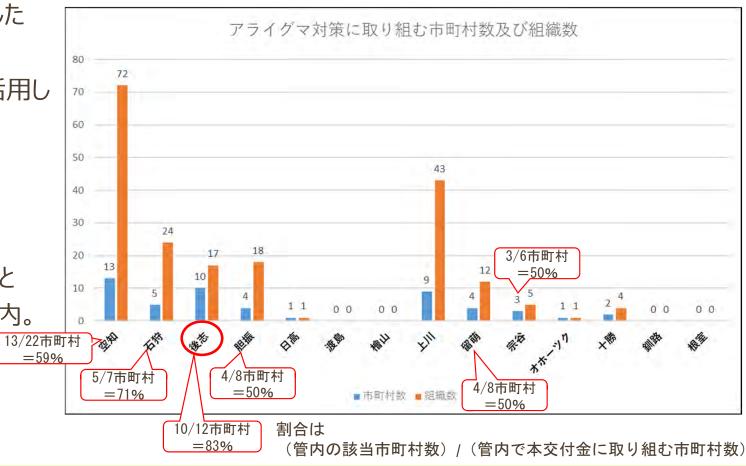
52市町村が本交付金を活用し 対策を講じている。

(52/101=51%)

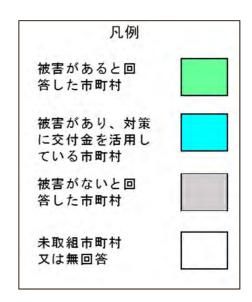
本交付金に取り組む 管内別の市町村割合でみると 50%超えは、右に示す6管内。

後志が多い傾向(83%)

にある。



有害鳥獣・外来種による農業被害と交付金の活用状況 (アライグマ)



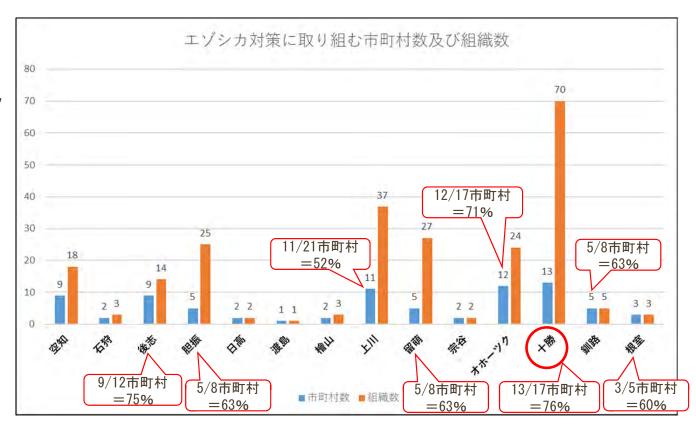
Q2-② 支障となっている『エゾシカ』の排除等に取り組む市町村、活動組織の数 (本交付金活用に限定・振興局別)

「エゾシカ被害あり」と回答した

- 139市町村のうち、
- 81市町村が本交付金も活用し対策を講じている。

(81/139 = 58%)

本交付金に取り組む 管内別の市町村割合でみると 50%超えは、右に示す8管内。 十勝が多い傾向(76%) にある。



割合は

(管内の該当市町村数)/(管内で本交付金に取り組む市町村数)

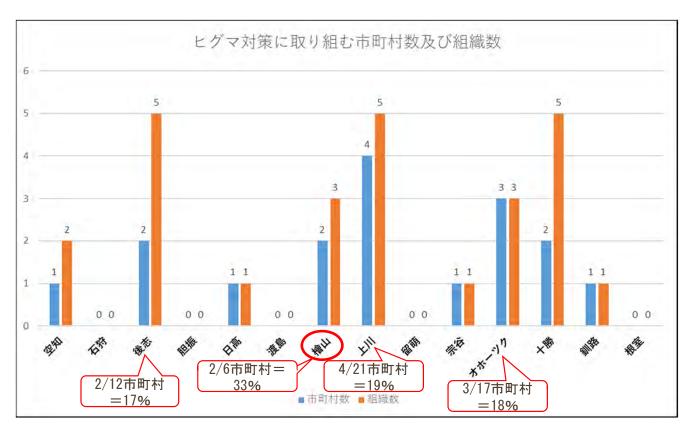
Q 2 - ③ 支障となっている『ヒグマ』の排除等に取り組む市町村、活動組織の数 (本交付金活用に限定・振興局別)

「ヒグマ被害あり」と回答した

- 106市町村のうち、
- 17市町村が本交付金も活用し対策を講じている。

(17/106 = 16%)

エゾシカ、アライグマ対策と比較して 本交付金に取り組む 管内別の市町村割合はいずれも小さく 檜山が若干、多い傾向(33%) にある。

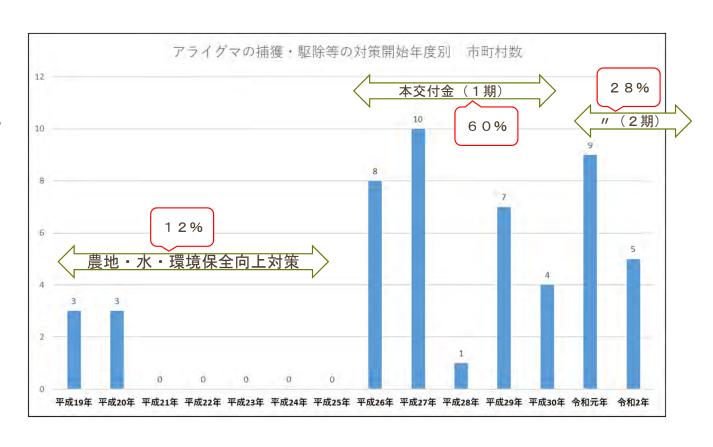


割合は

(管内の該当市町村数)/(管内で本交付金に取り組む市町村数)

Q 3 アライグマの捕獲・駆除対策に本交付金を活用し取組みを始めた年度

本交付金の1期対策期間 (H26~H30)から 取組みを始めた市町村が多い。 (60%)



Q4 アライグマの捕獲・駆除対策に係る費用負担

(費用負担の傾向)

わなの購入、リース

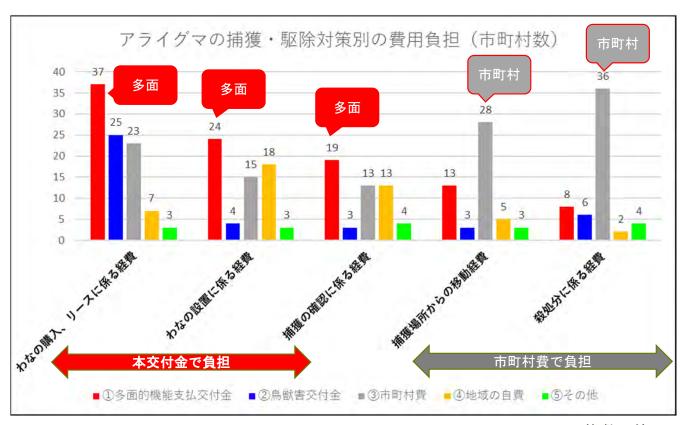
- →わなの設置
- →捕獲確認

までは本交付金の活用が多く

処分施設までの移動

→殺処分

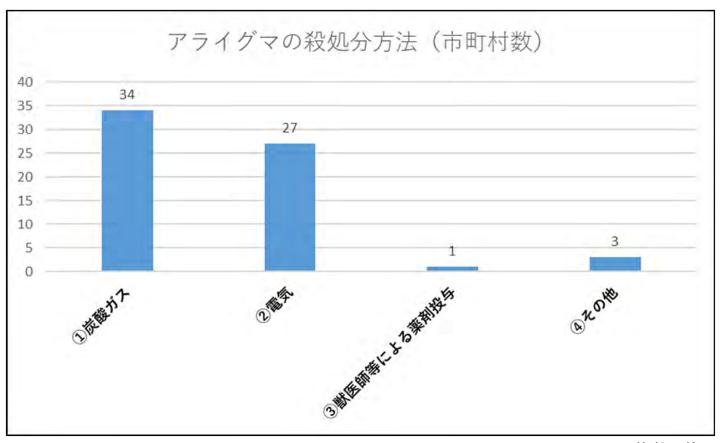
までは**市町村**の負担が多い。



※複数回答

Q5 アライグマの処分方法

- ①炭酸ガス
- ②電気
- の順に多い。

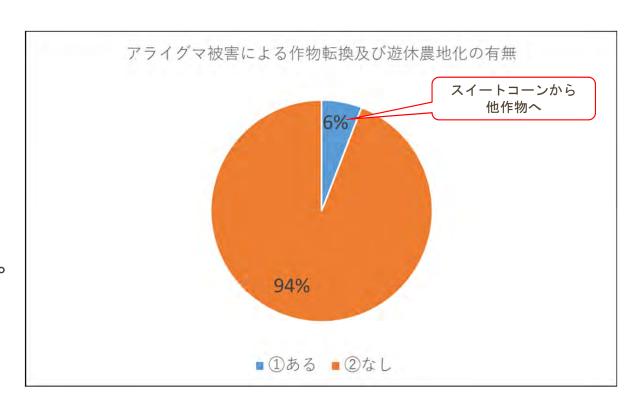


※複数回答

Q6 アライグマによる農作物被害が要因で、生産作物の転換や遊休農地化した実態

遊休農地化を、 強いられたケースはない。

作物転換を強いられたケースがある。(3市町)いずれも、「スイートコーンを作付けできず、他の作物へ転換」している。

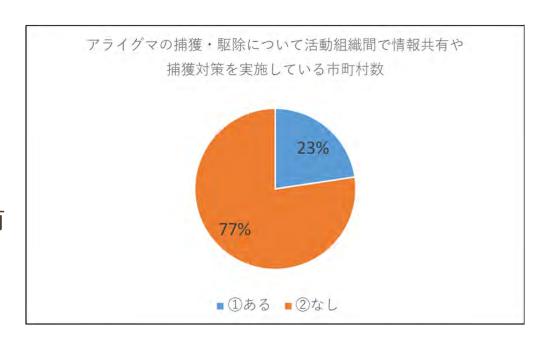


Q7 活動組織間での情報共有や連携した捕獲対策を実施している実態

約2割で、活動組織間での 情報共有、連携した捕獲対策が なされている。

具体的には、

- ・町内全活動組織の連絡会議において情報共有
- ・鳥獣被害防止対策協議会の会議において情報共有
- ・猟友会内において情報共有
- ・役場からの周知(捕獲数、傾向など)などが挙げられた。



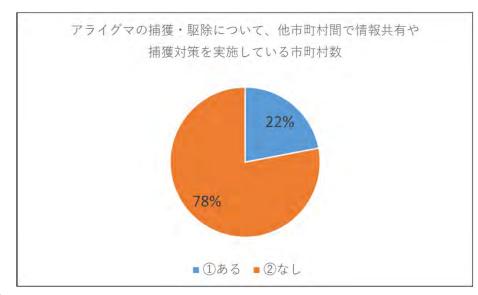
Q8 市町村間での情報共有や連携した捕獲対策を実施している実態

約2割で、他市町村間での 情報共有、連携した捕獲対策が なされている。

具体的には、

- ・隣接町で行われている『アライグマ根絶モデル実証事業捕獲 連携協議会』に参画し情報交換を行っている。
- ・近隣町村から捕獲・生息頭数の確認、各町村の独自対策について情報取得している。
- ・振興局主催のアライグマ捕獲講習会に参加し情報を得ている。
- ・鳥獣害対策防止協議会を市町村単位(複数市町村で広域の場合もあり)で設置し、近隣町村と 情報共有を図っている。

などが挙げられた。



Q9 捕獲・駆除以外に農業被害等の更なる減少に向けて取り組まれていること

(本交付金)

- ・市民団体(前拓殖大学 教授)と協力し、生息数の予測をたて、箱罠の設置場所等を検討。
- ・捕獲従事者を対象としたアライグマの生態及び捕獲に関する講習会を開催している。
- ・ 活動組織毎の講習会を通じ出没情報を共有し実態を把握。 (講師は、わな猟免許所持職員)

(本交付金以外)

- ・ 市の施設で処分した場合には、助成金を受け取り、罠や作業にかかる経費に当てている。
- ・ 町が罠購入経費の一部補助、狩猟免許取得経費を一部補助している。
- 町と猟友会が委託契約を交わし有害鳥獣の駆除を行っている。

Q10 本交付金を活用したアライグマの駆除全般に関する意見・要望・提案

- ・ 本交付金だけでは、捕獲作業に十分な支払いができない。
- ・ 殺処分作業が敬遠され、担当者の選任に困っている。
- ・他市町村で効果的な取組事例があれば参考にしたい。事例発表会等、研修会を開催して欲しい。
- 非農業者から捕獲活動への非難が多いため、アライグマの凶暴性や農業被害を周知して欲しい。
- ・ アライグマ駆除に関わることによる感染症への危険手当経費への支出を求めたい。

4. 考察

(本交付金の活用)

アライグマ対策に本交付金が充てられている割合は、対策に取り組む市町村の5割強。

(費用負担・役割分担)

・ わな購入、リース→設置→捕獲までは本交付金、移動→殺処分は市町村という費用負担・役割分担が多い。

(捕獲・殺処分)

• アライグマの捕獲は「**箱わな」**、殺処分は「炭酸ガス」のケースがほとんどである。

(取り組み始めた時期)

• アライグマ対策の取組み開始時期は、対策に取り組む市町村の9割が本交付金が法制化された H26以降である。

(連携)

• アライグマ対策における連携(市町村間、活動組織間)は対策に取り組む市町村の2割程度と、進んでいない状況。

5. 今後の対応方針(案)

今回のアンケート調査は、各地域で取り組まれている「鳥獣等被害防止の取組」について、広く情報収集することを目的に実施し、その中でも近年、特に急増しているアライグマに焦点を当て、本交付金を活用した取組みの程度や役割、貢献度について回答を得たところである。

意見・要望の中で多かったのは、

- ・ より効果的な罠や防護柵の設置方法に関する研修の実施
- ・ 他市町村での取組事例の情報提供であった。

今後は、これら意見等への対応として、外来種駆除担当部署(道環境生活部環境局自然環境課)や北海道日本型直接支払推進協議会等との必要な情報共有を図り、捕獲方法等の研修開催や組織間での連携した取組事例の情報発信を行い、スピード感を持った対策の水平展開を推進することが重要と考える。

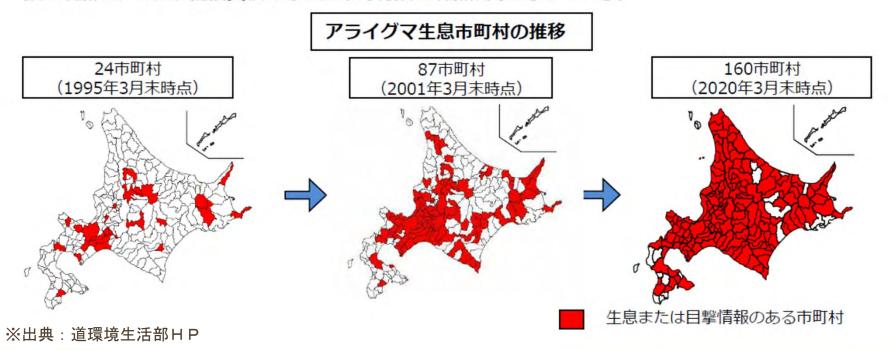
6. 参考(道環境生活部環境局自然環境課による情報)

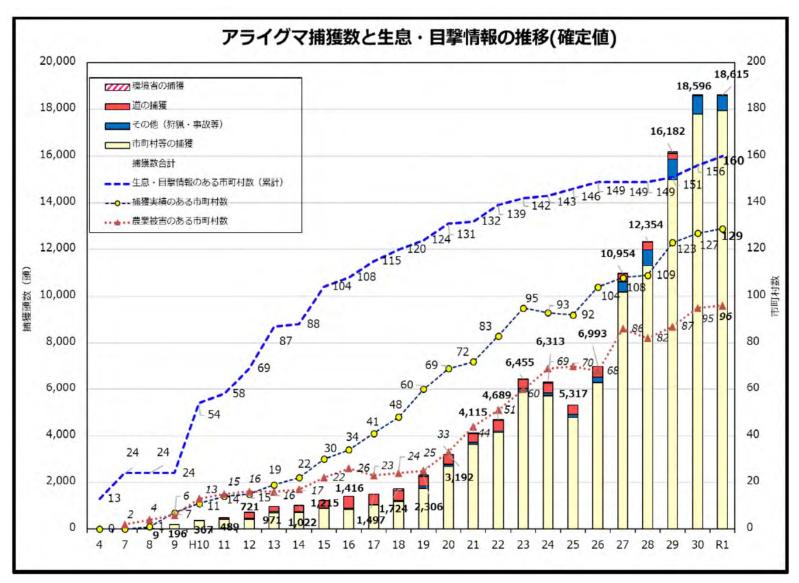
(1)アライグマについて

【アライグマの生息市町村数と捕獲数等の推移】

北海道において、アライグマの生息が確認された市町村数は、令和2年(2020年)3月末現在、**160 市町村**となっている。

令和元年度(2019年度)の全道のアライグマの捕獲数は、18,615頭となっており、昨年度より捕獲数が増加し、また、捕獲実績のあった市町村数も増加傾向となっている。

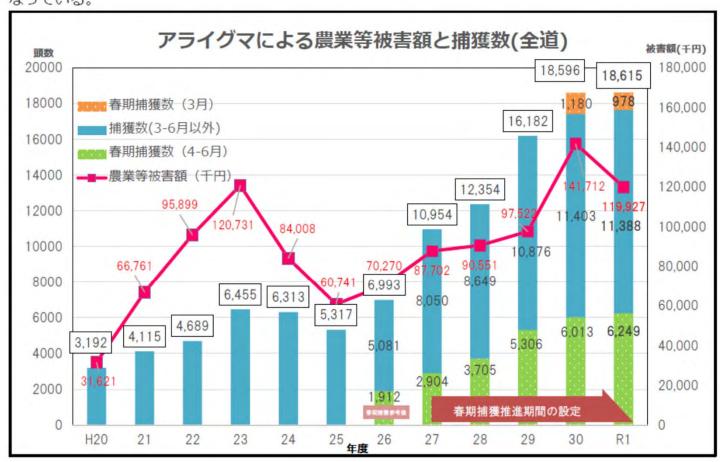




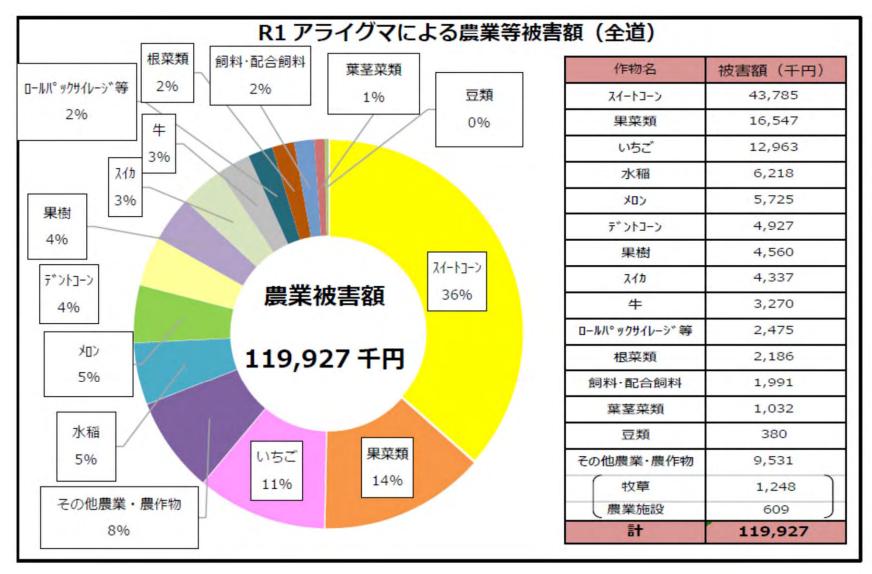
※出典:道環境生活部HP

【アライグマによる農業等被害額と捕獲数の推移】

令和元年度(2019年度)のアライグマによる農業等被害額は、**約1億2千万円**となった。 被害額の内訳としては、スイートコーンが約4割を占め、次いで果菜類、いちご、水稲、メロン等と なっている。



※出典:道環境生活部HP



※出典:道環境生活部HP

※道環境生活部HPより抜粋

(自治体独自の取組み事例__環境生活部より)

- 町独自のアライグマ対策モデルを策定・・・新十津川町
- アライグマ捕獲に特化した箱わな(らく捕りー)を使用・・・共和町
- ・炭酸ガス等、コスト縮減のための止め刺し技術の普及・・・長沼町

可否について

〇:可能

△:条件付きで可能

×:不可

■:保留(継続協議)

						■:休苗(極枕伽哉)		
番号	分類	取組	要望	可否	要望に対する回答	補足事項	活動項目	基本方針 等の変更
1		異常気象後の 復旧作業	近年の集中豪雨により農用地への冠水では、 バックホウ等を使用しすくい上げて排水しているが 莫大な費用が掛かる。そのため、異常気象後に 交付金を使用した復旧作業を交付金の使途対 象としたい。		農用地に降った雨が、1 箇所に集中し冠水した場合の排水作業 については、営農作業に当たるため使途対象とならない。	降雨の影響で、農地外(山間部など) からの出水(土砂含む)により冠水した 場所にあっては、同様の事象により農地 の浸食等を抑制する観点から、承水路 (素掘水路)等の新設を交付金の使 途対象としている。	資源向上(共同) 30_農用地の軽微な補修	なし
2	農用地	ハウス周りの除雪	豪雪地帯で雪解けが遅い地域ではハウス周りの除雪に係る負担が大きいことから、これにかかる費用を交付金の使途対象としたい。	0	ハウス周りの除雪については、ハウスの倒壊防止ではなく、ほ場の 急激な融雪による法面等の浸食を抑制して形状を確保する観点 で実施することで、交付金の使途対象となる。		資源向上(共同) 30_農用地の軽微な補修 □融雪剤の散布等 ・ ほ場の急激な融雪による 法面等の浸食を抑制して形状 を確保するため、雪解け時期に 農地全面への粉炭や灰等の融 雪剤の散布を行うこと。また、雪 割りや除排雪を行うこと。	あり
3	農用地	草地更新	協定農用地の草地維持については、定期的な草地更新が重要であり、各種補助事業が整備されているものの、それだけでは補いきれない部分もあるため、草地更新を交付金の使途対象としたい。		生産性の向上など営農に関する取り組みであるため、交付金の使途対象にならない。			なし
4		土壌改良資材 の散布	協定農用地の草地維持については、定期的な土壌改良資材の散布が重要である。土壌改良 資材は直接的に草地に効果を有することから、 土壌改良資材の散布を交付金の使途対象とし たい。			畑等の裸地においては、農用地周辺に 立地する住宅等に対する風塵防止の取 組として、「47_その他(景観形成・生 活環境保全)」で実施可能。		なし
5	農用地	排水改良	協定農用地の水はけの悪い圃場の維持管理 に苦慮している。暗渠排水・明渠排水を整備す ることにより、水はけが改良され、植生の改善につ ながることから、暗渠排水、明渠排水の整備を 交付金の使途対象としたい。		暗渠排水や排水路の新設は、本交付金の使途対象外であり、 他の土地改良事業等を活用されたい。	既存暗渠の部分的な補修については、平成30年10月26日付けで道協議会より案内しているので参照のこと。 資源向上(共同) 30_農用地の軽微な補修		なし

多面的機能支払交付金の使途対象活動の拡充要望の間取り【取りまとめ表】(回答入り)

可否について

〇:可能

△:条件付きで可能

×:不可

番号	分類	取組	要望	可否	要望に対する回答	補足事項	活動項目	基本方針 等の変更
6			農地の法面が暗渠の落とし口付近から崩壊している事例があり、これらの初期補修は土地改良に属するとして判断しているが、農用地法面補修として交付金の使途対象としたい。	0	初期補修として土を補充して締め固めるか、土のう等を用いて農用地法面を保全管理することは交付金の使途対象となる。	この場合、暗渠落とし口部への水たたきの設置や落ち口菅を排水路まで延長するなど、被害の再発防止に向けた取組も対象。		なし
7			トラクターの自動操舵の普及に伴い、GPS受信の関係上、防風林等が撤去される傾向が強まっている。しかしながら、春先の強風による風塵被害は後をたたないことから、並木の整備、植林に変わる、パラウェブフェンス等GPSに影響なく、風塵被害防止に効果の高い施設整備を交付金の使途対象としたい。	0	風塵被害防止に資する防風ネット及びこれに類する施設の設置及び補修については、交付金の使途対象となる。		資源向上(共同) 30_農用地の軽微な補修	なし
8	農用地		近年多発している局部的なゲリラ豪雨等による、畑の冠水や湿害等の災害防止のために、農用地周りへの承水路の新設を交付金の使途対象としたい。	0	農地外からの水の流入による農地の浸食等を抑制する観点から、承水路(素掘水路)等の新設を交付金の使途対象としている。		資源向上(共同) 30_農用地の軽微な補修	なし
9			大雨等の災害により農用地内の土砂が流され 侵食された場合、早期に補修(土砂の搬入 等)することにより、営農開始を早めることができ る。このため、災害時における農用地の補修を交 付金の使途対象としたい。		修は交付金の使途対象となる。	被害の規模によっては、農地災害復旧事業の該当となる場合があるので、市町村や関係機関と十分連携を図った上で実施すること。		なし
10	農用地		野良いも対策、土壌の活性化のために、雪上 ローラー掛けによる「雪ふみ」作業を交付金の使 途対象としたい。	×	作物に対して実施する作業は、営農に関する作業となるので、交付金の使途対象外となる。			なし
11			降雨や鳥獣踏み荒らしの影響で、農用地の端部が崩れ土壌が流亡することがある。農用地の端部への土留設置などの流亡防止対策に係る費用を交付金の使途対象としたい。	0	農用地の端部は、法面からの連続性があることから、農用地法面の初期補修に位置付け、交付金の使途対象となる。		資源向上(共同) 30_農用地の軽微な補修	なし

可否について

〇:可能

△:条件付きで可能

×:不可

番号	分類	取組	要望	可否	要望に対する回答	補足事項	活動項目	基本方針 等の変更
12	農用地		中山間地域では、平坦部と比べ、農用地の現況確認には移動に多くの時間を要している。ドローンを活用することにより、上空から一度に広範囲を撮影し、データとして残すことも可能となる。ドローン購入や講習費用、保険料等を交付金の使途対象としたい。	0	ドローンの購入費、講習費用、保険料等は交付金の使途対象となる。	的外使用は、取得等に要した経費の返 還を求める場合があることから、利用簿	農地維持 1_点検 資源向上(共同) 24_農用地の機能診断 等	なし
13	農用地	融雪剤散布 (土壌改良資 材入)	土壌改良資材入りの資材について交付金の 使途対象としたい。土壌改良資材無しの融雪 剤を散布した場合、再度、成分資材をまきなお す必要があり作業が2度手間となるため効率が 悪い。	Δ	土壌改良資材入りの融雪剤を散布したい場合、融雪剤購入の際に、土壌改良資材無しの融雪剤の価格相当分のみを交付金の対象とすること及び散布に係る日当も配合比率により按分して、支給することにより、交付対象とすることは可能である。		資源向上(共同) 30_農用地の軽微な補修	なし
14		プラウによる秋 起こし	プラウにより秋起こしを行うことにより、上層と下層の土を反転する天地返しにより乾土効果を高めることから、交付金の使途対象としたい。	×	ほ場の乾土効果を高める取組は、生産性の向上など営農に関する取組であるため、使途対象とならない。			なし
15	道路	取付道路の拡幅	農業機械の大型化により、取付道路からの脱輪や横転事故等が想定されることから、事故防止のために取付道路の拡幅を交付金の使途対象としたい。	Δ	耕作道のような私道であれば、資源向上(長寿命化)の取組として交付金の使途対象となる。 ただし、市町村が所有、管理する農道の整備は、長寿命化事業の使途対象にはならない。 なお、路肩の損傷等が発生している場合は、「農道:路肩・法面の初期補修」の一環で補修し、今後、同様の事象を発生させないために拡幅することが妥当と道路管理者との協議で認められれば、交付金の使途対象となる。		資源向上(共同) 32_農道の軽微な補修 資源向上(長寿命化) 63_農道の補修	なし
16		取付道路の移 設、新設	圃場の大区画化が進んだことに伴う取付道路 の移設、新設を交付金の使途対象としたい。	×	ほ場の大区画化に伴う取付道路の移設や新設については、営農 条件の改善を目的とした取り組みであることから、交付金の使途対 象にはならない。			なし
17	道路	農道の勾配修 正	農道の勾配が急なことにより、大雨後に路面 浸食等で通行が困難になる箇所がある。縦断 勾配の修正を行い土砂流出防止に資すること で、交付金の使途対象としたい。	Δ	耕作道のような私道であれば、資源向上(長寿命化)で取り組むことで交付金の使途対象となる。 ただし、市町村が所有、管理する農道の整備は、長寿命化事業の使途対象にはならない。		資源向上(長寿命化) 63_農道の補修	なし

可否について

〇:可能

△:条件付きで可能

×:不可

番号	分類	取組	要望	可否	要望に対する回答	補足事項	活動項目	基本方針 等の変更
18	道路	待避所の整備	農業機械は低速走行であるため、対向車又は 後続車の走行に支障をきたすことから待避所の 設置を交付金の使途対象としたい。	Δ	耕作道のような私道であれば、資源向上(長寿命化)の取組として交付金の使途対象となる。 ただし、市町村が所有、管理する農道の整備は、長寿命化事業の使途対象にはならない。		資源向上(長寿命化) 63_農道の補修	なし
19	道路		河川管理道路の一部では、通作・運搬等、農作業にも利用されている実態がある。河川管理 道路の軽微な補修(路肩部分)について、交付金の使途対象としたい。	0	交付金の使途対象となる施設は、活動計画に位置づけた施設でなければならない。 当該河川管理道路が、河川管理者と協議の上、活動計画に位置づけ地域が管理を行う道路であるならば、補修を行うことは可能。		資源向上(共同) 32_農道の軽微な補修	なし
20	道路	取付道路の舗装化	取付道路については、毎年、砂利均し等で補修しているが砂利の飛散が著しいため、取付道路の舗装化に係る費用を交付金の使途対象としたい。	Δ	耕作道のような私道であれば、資源向上(長寿命化)で取り組むことで交付金の使途対象となる。 ただし、市町村が所有、管理する農道の整備は、長寿命化事業の使途対象にはならない。	料を舗設する工法があるが、これは舗装	63_農道の補修	なし
21	道路		施設等の定期的な巡回点検として、冬期間の 牛の出荷に係る農道の除雪費用を交付金の使 途対象としたい。		冬季間においても日常的に集乳を行う農道については、集乳ローリーの雪による通行遮断が甚大な影響を及ぼすことから、地域の重要な通行の場に位置づくものとして、除雪費用を交付金の使途対象としているところである。 牛の出荷に係る農道についても、集乳道と同様に、地域の重要な通行の場として位置づける相当な理由がある場合は、除雪費用を使途対象とすることは可能。		資源向上(共同) 46_施設等の定期的な巡回 点検・清掃	なし
22	道路	取付道路に係 る横断管の新 設	取付道路に横断管が無いため、側溝から水が溢れ、下流の畑をに被害を及ぼすため、取付道路への横断管新設を交付金の使途対象としたい。	Δ	耕作道のような私道であれば、資源向上(長寿命化)で取り組むことで交付金の使途対象となる。 ただし、市町村が管理する農道の整備は、長寿命化事業の使途対象にはならない。		資源向上(長寿命化) 63_農道の補修	なし

可否について

〇:可能

△:条件付きで可能

×:不可

番号	分類	取組	要望	可否	要望に対する回答	補足事項	\ ± #118 H	基本方針 等の変更
23	道路		道路に側溝が無いために、農地等に水が溜まるため、側溝の新設を交付金の使途対象としたい。	Δ	耕作道のような私道であれば、資源向上(長寿命化)で取り組むことで交付金の使途対象となる。 ただし、市町村が管理する農道の整備は、長寿命化事業の使途対象にはならない。		資源向上(長寿命化) 63_農道の補修	なし
24	水路	設の周辺整備	多目的給水栓など、畑地かんがい施設周辺の整備として、砂利敷等を行うことにより、安全性・作業効率向上が図ることを交付金の使途対象としたい。	0	多目的給水栓は水路の付帯施設であることから、その補修の一環で砂利敷を行うことは、交付金の使途対象となる。		資源向上(共同) 31_水路の軽微な補修	なし
25	水路	トラフ等の設置	路線の途中までトラフ装工されている排水路について、残区間へのトラフ装工を交付金の使途対象としたい。		資源向上(長寿命化)に取り組むことで交付金の使途対象となる。		資源向上(長寿命化) 61_水路の補修 62_水路の更新	なし
26	水路		畑地かんがい用水のポンプ施設における流量計等、計装関係一式は、畑かんポンプ及びパイプラインと一体的なものであることから、経年劣化に伴う取り換え工事に係る費用を交付金の使途対象としたい。	Δ	ポンプ施設の修繕は認められており、計装関係設備が施設と一体的なものであることから、修繕については交付金の使途対象となる。 また、計装設備の取り替えについては、資源向上(長寿命化)に取り組むことで、交付金の使途対象となる。 なお、取り替えについては施設管理者と充分協議の上、実施すること。 ただし、市町村が管理する施設の整備は、長寿命化事業の使途		資源向上(共同) 31_水路の軽微な補修	なし
27	水路		ファームポンド場内の雑草対策を草刈りしているが、凹凸があり草刈り機械での作業ができない個所があるため、整地あるいは砂利敷き均し等の工事に係る経費を交付金の使途対象としたい。	0	ファームポンドは、水路施設に位置付けられることから、場内の整地は、交付金の使途対象となる。		農地維持 9_水路附帯施設の保守管理	なし
28			本交付金で草刈り機(オフセットシュレッダー)を 購入したが、老朽化が進み修理代が高額となっ ていることから、機材更新に係る費用を交付金の 使途対象としたい。		は、交付金の使途対象となる。 更新の比場合 るな 行さるな	更新時期が耐用年数満了前の時は 新する理由(修繕費用と残存価格と 比較)及び耐用年数が経過している 合は下取りを含めた見積もりを徴収す などが必要となるので適切に事務を執 されたい。 なお、財産管理台帳に記載した上で 正な管理に努められたい。		なし

可否について

〇:可能

△:条件付きで可能

×:不可

番号	分類	取組	要望	可否	要望に対する回答	補足事項	活動項目	基本方針 等の変更
29	施設全 般	蜂毒対策	農地維持、資源向上活動中の蜂刺されによる アナフィラキシーショック死防止のために、蜂毒抗 アレルギー薬処方診察の診断及び症状軽減に 効果のある諸薬剤(エピペン、抗ヒスタミン剤 等)の常備を交付金の使途対象としたい。	Δ	農地維持、資源向上活動の事前準備として、蜂の巣を駆除する こと及び諸薬剤の常備は交付金の使途対象となる。 一方、蜂毒抗アレルギー薬処方のための医療機関への診察は、 その目的が本交付金の活動に限定できないことから、交付金の使 途対象にはならない。		農地維持 5_畦畔・農用地法面・防風林 等の草刈り 他	なし
30	施設全 般	抜根処理	雑木処理後の根が草刈り作業等に支障となる ことから、抜根処理を交付金の使途対象とした い。	0	農地維持、資源向上活動を実施する際、排水路などの対象施設において根が障害になる場合に限り、草刈りの一環で行う抜根処理については交付金の使途対象となる。		農地維持 7_水路の草刈り 他	なし
31	施設全 般	施設等の舗装 化、補修、解 体	共同施設(地域会館など)敷地の舗装工事、施設の補修・解体工事を交付金の使途対象としたい。	×	神社やコミュニティ施設(会館)等は、本交付金において保全管理する対象施設に位置づけられないため、交付金の使途対象にはならない。			なし
32	般	点検に係る機材購入	対象施設の点検等、巡回に必要な車両、ドローンの購入費を交付金の使途対象としたい。	0	車両、ドローンの購入費は交付金の使途対象となる。	的外使用は、取得等に要した経費の返還を求める場合があることから、利用簿 に記録するなど適正に管理のこと。	農地維持 1_点検 資源向上(共同) 24_農用地の機能診断 等	なし
33	施設全 般	除草剤の散布	労働時間の短縮・労働力の軽減を図るため、 除草剤の散布による除草作業を交付金の使途 対象としたい。		草刈り手法の1つとして、除草剤の使用は、交付金の使途対象となる。なお、環境保全型農業など地域の取組に配慮した使用に留意すること。		農地維持 5_畦畔・農用地法面・防風林 等の草刈り 他	なし
34	有害鳥 獣	罠•捕獲•駆除 狩猟免許取得	近年の有害鳥獣による農作物被害の増加や 人的被害の危険性、地元ハンターの高齢化・後 継者不足のため、有害鳥獣駆除に係る免許の 取得を交付金の使途対象としたい。		構成員に対する必要最小限の講習受講料等の支出は可能であるが、本交付金により取得した免許の目的外使用については、免許取得に要した経費を全額返還する必要があることから、適正に管理する必要がある。 要望の狩猟免許については、交付金の活動以外への使用が想定されることから、交付金の使途対象外として指導してきたところ。資格の取得について、疑義がある場合は、道協議会に問合せ願いたい。			なし

多面的機能支払交付金の使途対象活動の拡充要望の間取り【取りまとめ表】(回答入り)

可否について

〇:可能

△:条件付きで可能

x:不可

■:保留(継続協議)

番号	分類	取組	要望	可否	要望に対する回答	補足事項	活動項目	基本方針 等の変更
35	獣	防止柵の点	鳥獣被害防止のための施設の管理を行うため、ドローンの購入費、機体の保険料、認定講習代、操縦者の日当等を交付金の使途対象としたい。	0	12に同じ	12に同じ	12に同じ	なし
36	有害鳥 獣		エゾシカ対策に農地周りに忌避剤として、オオカミの尿(商品名:ウルフピー)の散布を交付金の使途対象としたい。		農地周りの忌避剤散布については、鳥獣害防護柵の補修・設置 を補完する活動として、交付金の使途対象となる。		資源向上(共同) 30_農用地の軽微な補修	なし
37	景観形成		対象施設とする道路に隣接していない場合でも、視認できる距離(50m程度)であれば景観形成の効果が発現されるものと考えられることから、対象施設とする道路に隣接していない花壇整備について、交付金の使途対象としたい。	\triangle	対象施設とする道路に隣接しない場合であっても、その他の対象施設(農用地、水路等)の周辺で取り組む花壇整備(植栽)については交付金の使途対象となる。 対象施設周辺の具体的な範囲は、地域の実情に応じて判断する必要があることから、判断に迷う場合は、道協議会に問合せ願いたい。	で施設周辺以外でより適地がある場合は、策定する景観形成計画において適地選定理由を明確にした上で取り組むこ	45_植栽等の景観形成活動	なし
38	資源循環		もみ殻焼却用のストーブの購入費用やもみ殻 燻炭製造機械の購入費用、堆肥化作業に係る 費用を交付金の使途対象としたい。	•	回答保留			
39		植樹による水質 保全	草地帯における水質保全の取組として、植樹に係る費用を交付金の使途対象としたい。	0	農用地からの土砂流出を抑制するためのグリーンベルト(緑地帯)の設置、維持管理に係る費用は交付金の使途対象となる。		資源向上(共同) 43_畑からの土砂流出対策	なし

多面的機能支払交付金の使途対象活動の拡充要望の間取り【取りまとめ表】(回答入り)

可否について

〇:可能

△:条件付きで可能

×:不可

■:保留(継続協議)

番号	分類	取組	要望	可否	要望に対する回答	補足事項	活動項目	基本方針 等の変更
40	推進活動		農地維持に寄与する農業後継者の育成の一環として、農業に興味のある女性を招き交流会等を催す場合に、その交通費や交流会上の借上料等に係る費用を交付金の使途対象としたい。		本交付金の農村環境保全活動に対する地域住民等の理解や 関心を高める啓発普及を目的とした、地域内外の住民との意見交 換会や施設見学、農業体験等を実施する際に要する費用につい ては、交付金の使途対象となる。 なお、実施した場合は、実施内容等が分かる資料を作成・保管 すること。	交流会に参加する方の会場までの交通費についても、使途対象となる。 活動組織内の合意を得た上で、支出のこと。 やむを得ず昼食時間を挟む場合などは、弁当等軽食の提供も可能だが、必要以上に華美とならないよう留意すること。 酒類の提供は、使途対象外である。	資源向上(共同)	なし
41	資格取 得	生教育	共同活動で使用する機械のうち、使用頻度の 刈払機については、安全使用に関する研修、講 習(刈払機取扱い作業者安全衛生教育)受 講することが望ましいと考える。そのため、同資格 取得に係る費用を本交付金の使途対象とした い。		草刈機やチェンソーの使用に関する安全講習に要する経費については交付金の使途対象となる。	会長等代表者が受講し、後日講習内容を各構成員に周知することで、活動期間中に1回以上実施する必要がある「機械の安全使用に関する研修」を了したこととなる。	3_事務・組織運営等に関する 研修、機械の安全使用に関す	なし
42			地域住民との交流と伝統ある地域文化の継承を目的とした獅子舞の伝承活動を交付金の 使途対象としたい。		農村地域に代々伝わる農村文化の伝承活動に要する費用については交付金の使途対象となる。 ただし、単なる他団体への寄付・助成は交付金の使途対象外である。		資源向上(共同) 58_農村文化の伝承を通じた 農村コミュニティの強化	なし
43			入植記念碑、鎮魂碑、畜魂碑、鳥瞰図看板など、入植以来、先人によって地域に建てられた伝統的施設を維持管理する必要があるため、これに係る費用を交付金の使途対象としたい。		原則、神事、宗教、政治に関わることは交付金の使途対象にはならない。鎮魂碑は、これらに関わる施設であることから、本交付金の対象施設と位置付けることがでず、交付金の使途対象にはならない。 入植記念碑、畜魂碑、鳥瞰図看板など、判断に迷うケースにおいては、道協議会にお問い合わせ願いたい。			
44			総会・役員会等は町内会館を利用することがあるが、町からの修繕補助金がない地域があることから老朽化が進んでいる。町内会館をはじめ、福祉会館、神社といった地域共有施設の修繕費を交付金の使途対象としたい。	×	31と同じ			なし

多面的機能支払交付金の使途対象活動の拡充要望の間取り【取りまとめ表】(回答入り)

可否について

〇:可能

△:条件付きで可能

x:不可

■:保留(継続協議)

番号	分類	取組	要望	可否	要望に対する回答	補足事項	活動項目	基本方針 等の変更
45		施設を含む)	牛舎の整備も保全活動の対象となれば、管理 が省力化され搾乳牛の飼養管理の効率化が図 られるので、牛舎の整備を交付金の使途対象と したい。		営農に関わる施設であることから交付金の使途対象にはならない。			なし
46	-		退職金共済制度の掛金は、以前、交付金の対象外と回答を道協議会から受けているところであるが、本事業を円滑に遂行するための事務職員確保の観点から雇用条件の改善を図りたく交付金の使途対象としたい。	0	また、対象組織から、改良区や一般社団法人等へ事務を委託 し、交付金から事務委託費を支出する場合、委託費の人件費算	給与や人件費の算定にあたっては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について(平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知)」に準じて算定すること。		なし

活動組織における事務委託先の確保状況 〈事務負担の軽減と体制強化に向けて〉



(北海道日本型直接支払推進協議会)

- 令和2年度において、道内152市町村、741組織で多面的機能支払交付金の取組が行われている。
- 各種アンケート結果から、これら組織の中には、「本交付金を継続的かつ円滑に推進するためには、 組織の事務作業の負担を軽減し、共同作業に専念する手立てを検討することが必要」と今後の課題に あげている組織が多くある。
- 道協議会としては、組織の事務負担の軽減に資する事務支援システムの運用や日報の簡素化に取り 組んでいるところであるが、抜本的な事務局体制の強化についても喫緊の課題と捉えている。
- このため、現在多くの地域で関係団体(土地改良区やJA等)へ事務委託している組織があるが、関係団体との連携など事務支援組織が設立されていない地域において、いかに事務を担う事務局体制を構築(新たな任意団体の設立)するかについて、既に取り組まれている組織の事例等の収集を図り発信することとした。

目 次

新たに関係団体を設立し事務委託先の確保	• • •	1
事務処理委託先の確保に苦労した点と取組のポイント	• • •	4
事務処理委託先の確保により良くなった点と課題	• • •	5
民間企業等や個人からの支援を得た事務委託先の確保	• • •	6
【参考】農業団体の支援を得て、 新たに多面的機能支払事業に取組んだ事例	• • •	8

新たに関係団体を設立し事務委託先の確保(1)

〈赤平市〉あかびら多面的協議会

- ▶ 地域の旗振り役のリーダーが中心に団体を設立
- ▶ 協議会として事務職員を雇用
- ▶ 雇用に当たり、労働基準局、社会保険事務所、税務署、ハローワークと協議

<長沼町>長沼町農地・水・環境保全向上対策協議会

- ▶ 組織から事務を取りまとめる組織が必要であると要望
- ▶ 団体設立に向け、役場主導のもと6回の設立準備会を開催
- ▶ 事務職員には、専属に改良区OBと派遣会社を通じ1名雇用

<二セコ町>二セコ町資源保全推進会連合会

- ▶ 設立に当たり、役場主導で人材・人員及び事務所等の確保に努めた
- ▶ 役場や道推進協議会とのパイプ役に努めるとともに、事務全般を担っている
- ▶ 事務局主導による町内組織の日当、リース等の統一単価設定
- ▶ 運営経費は、各地区の交付金額の案分として事務委託契約

〈名寄市〉農地・水保全管理風連事務組合

- ▶ H19年当時は、既存の「風連環境保全事業協同組合」に事務委託をしていた。
- ▶ H24年に、風連地区5組織による「農地・水保全管理風連事務組合」を共同設立し、 事務員、事務補助員を雇用

新たに関係団体を設立し事務委託先の確保②

<剣淵町>剣淵町「とんぼの未来・北の里づくり」連絡会

- ▶ 役場主導のもと、農協の協力を得て事務局職員や作業スペースを確保
- ▶ 事務局職員は農業施設整備に精通した農協OBに依頼
- ▶ 設立した連絡会は、多面的機能支払事業と鳥獣害対策事業の事務委託先。

〈網走市〉網走市4地区資源保全連絡協議会

- ▶ 市役所主導により、4組織からなる連絡協議会を設立
- ▶ 連絡協議会の運営費は市と各組織で1/2ずつ負担
- ▶ 事務局職員は、組織からの推薦で農協OBに依頼
- ▶ 事務所は市役所内に配置

<更別村>更別村多面的機能事業支援会

- ▶ 団体の設立に当たり、先行自治体へ視察研修
- ▶ 事務局職員は、元々3組織の事務処理を担っていた方々を設立団体の職員として 雇用した。
- ▶ 事務所は、従前から公共施設(更別村ふるさと館内)の一部を使用していたので継続使用。

<別海町>別海町農業農村振興事務組合

- ▶ 役場主導により、中山間直払事業と多面的機能支払事業の事務処理先の確保として団体を設立
- ▶ 事務局職員は、役場・農協OBや役場雇用の臨時職員に個別に依頼
- ▶ 事務所は、役場の一部を無償賃貸

新たに関係団体を設立し事務委託先の確保③

幕別町<幕別町農地・水保全管理対策協議会>

① 設立の経緯について

- 平成24年に、JA管轄内全域で新たに取組む事業だったため、各活動組織間の情報交換等の場として12組織が連帯する会を組織すべきだとの気運が高まり、各組織の代表者により組織化された。
- 当初は、情報交換等が主たる目的であるため、事務処理のために設立した 協議会ではなかった。
- 事務処理は、JAが12組織から受託し、専用の事務室を設け、専門職員2名 を配置するとともに、他の職員が手伝うという体制をとった。
- 平成24年に、新たに2組織が事業に取組むことを契機に、本協議会の規約を変更した。その際に、「事業の受託」を規約に追加。14組織と事務委託契約を締結し事務処理が開始された。JA管轄以外の組織が加わったため、JAとの事務委託を廃止し、本協議会が事務を行うこととなった。事務室をJA内から役場庁舎内に移し、正職員2名(役場OB・JA幕別町が専門職員として採用した者をそのまま採用)、臨時職員1名(ハローワークで募集)を採用。
- 〇 平成31年に、「事業の受託」を「活動組織の事務処理」に規約を変更する こととなり、目的、構成、負担金の取り扱い、書類保存の明確化など、大幅な 規約変更を行った。

2 運営について

- 運営に要する費用は、14活動 組織から委託料を徴収。
- 協議会は、会長1名、副会長2 名幹事2名の役員構成であり、事 務局長1名、事務局員1名、臨時 職員1名で事務処理をしている。
- 〇 職員給与等は次のとおり。
 - · 事務局長
 - → 役場再任用職員に準用
 - 事務局員
 - → JA職員給与に準用
 - ※ 各手当は役場規定を準用
 - ※ 各保険等は法定どおり

3 業務について

【事務局長】

- 協議会の運営に関すること
- 活動組織が行う会議等に関すること
- 〇 活動組織が行う外注工事に関すること

【事務局員・臨時職員】

- 交付金申請・報告等の作成支援
- 会計事務に関すること
- 〇 交付金の管理
- 〇 日報・写真等の整理
- 〇 活動組織が行う外注工事に関すること
- 活動組織の運営に係る事務的補助全般

<契約>各活動組織と協議会との間で業務委託契約を締結

<特徴>事務処理担当者の雇用経緯と形態、事務所の確保 予算執行および資金管理も受託

各活動組織が行う作業

・実施活動の報告(日報、記録)

事務委託先の確保に苦労した点(アンケートより抜粋)と取組のポイント

苦労した点

- 短期間での設立となり、設立準備や スケジュール調整に苦労した。
- 規約制定にあたっての内容の精査や、 各組織との連絡調整に苦労した。
- 各組織の活動内容や交付金使途についての方向性をまとめるのに苦労した。
- 専任職員の確保に苦労した。
- 雇用職員の雇用条件、雇用契約書の 作成など専門知識が必要なため、多大な 時間を要した。
- 事業所の届出等の各種手続きに苦労 した。
- 役場と団体の事務分担の作成や、町が行っていた事務の引継ぎなどに苦労した。

苦労点を踏まえた 取組のポイント

・設立に向け<u>牽引する取りまとめ役(推</u> <u>進主体)</u>がいること。

・十分な準備期間を取り、組織の意向を集約・調整し段取りよく進めること。

- ・事務従事職員の人材確保
- ・職員の労働条件や社会保険の扱いなどの整理
- ・雇用契約書の作成と社会保険各種手続き
- ・団体の受託業務を整理
- ・市町村及び受託団体、組織の<u>役割分担</u> を明確にし、従来の事務手法などを受託 団体に引き継ぎ

事務委託先の確保により良くなった点と課題(アンケートより抜粋)

良くなった点

- 団体の設立により、事務従事者の雇 用条件や待遇等が保障された。
- 取組内容や交付金の使途などについて統一が図られるとともに、団体の役員が各組織の代表等で構成されていることから、役員会等を通じ協議・確認・情報交換などが随時実施され、各組織の取組に対する理解と意識が向上した。
- 書類作成などに精通した専任職員の 確保により、各組織の事務負担が軽減されるとともに、事務面で小回りがきくよ うになった。
- 役場と組織の間に精通した団体が入ることで、相談や情報伝達が円滑に進み、 町担当職員の負担についても軽減された。
- 団体が事務に必要な事務用品や備品 を一括購入し共有管理することにより、 事務経費を抑えられた。

課題

- 事務従事者の後継者探しなど人材の 確保が難しい。
- 事務従事者の交代による事務引き継 ぎに難がある。
- 事務従事者の退職金の扱い(補助対 象外)など雇用条件や待遇で難がある。

<参考> 広域組織の利点

- 広域組織一本化により、各集落が個別 に実施していた事務作業の負担を減少
- 事務委託や工事発注、資材や物品等購入などをまとめて行い、経費節減
- 集落間連携により、資機材、人材、技 術力の融通が容易

民間企業等や個人からの支援を得た事務委託先の確保 (1)

<留萌市>NPO法人による事務支援

- ▶ 市内には、事務負担等を理由に多面的機能支払交付金の交付を受けていない地域が存在。
- ▶ NPO法人から、既存の組織に対して事務の負担軽減を目的に事務支援の提案を受けた。
- ▶ 5組織中4組織の事務支援をすることにより、事務等のサポート体制が構築され、事務の負担が軽減 されたことと、本交付金の有効性を未取組地域へPRができる。
- ▶ 支援の内容は、日報の整理・活動記録の作成・金銭出納簿の整理など。

事務委託による活動組織とNPO法人それぞれの効果

活動組織の効果

- 事務負担の軽減が図られ、営農や共同活動 に取組む時間が増加。
- 他の組織の事務処理の手法を参考に、適正 化と簡素化が図られる。
- 事務局が一元化したことにより、他組織と 連携した活動にも取組むことが可能となる。

NP0法人の効果

- 複数の活動組織に関与することで、多くの 農業者と連携する機会が増える。
- それぞれの地域の特色を理解し、地域ごと に必要な活動の提案がしやすくなる。
- 事務委託が経営の安定に寄与し、職員の雇 用と幅広い活動の展開に繋がる。

民間企業等や個人からの支援を得た事務委託先の確保 ②

<清水町>建設会社による事務支援

- ▶ 平成30年度、町内8活動組織が各々行っていた事務作業の負担を軽減することを目的に、役場が主導となり広域化を進めるとともに、事務委託先の確保に取組んだ。
- ▶ 委託先の確保に向け、精通者であった役場OBの再就職先である建設会社に打診。
- ▶ 建設会社から事務委託を受けるためには、"広域化"が条件とされた。
- ▶ 令和2年度、町内9活動組織で広域化を図り事務委託を依頼。

事務委託に係る業務内容

- 対象農用地面積及び構成員の整理
- 活動の記録管理及び実施状況報告書等の作成補助
- 交付金の交付申請書等の作成支援
- 〇 収支予算書変更案及び決算書案の作成補助
- 予算執行及び資金管理の補助
- 〇 総会等の会議資料の作成補助

民間企業等や個人からの支援を得た事務委託先の確保 ③

く真狩村>設計コンサルタントによる事務支援 │ 契機→他事業の請負者から役場へのアプローチ

- ▶ 村内に10活動組織があったが、平成28年度に役場主導のもと、平成31年度 (令和元年度)に1村1広域協定(組織)となった。
- 広域化に向けた話合いの中で、事務を委託することで話を進めた。
- ▶ 広域化と同時に、設計コンサルタントと事務委託契約を締結
- ▶ 事務委託内容は次のとおり。
 - ・ 各下部組織の作業日報、活動記録、金銭出納簿の整理・作成

〈芽室町〉事務処理可能な人材による事務支援 │ 契機→行政が事務処理可能な人材に打診

- ▶ 町内に18組織が各々行っていた事務作業の負担を軽減することを目的に、役場が 個人に打診し、事務処理業務を依頼
- 町外在住の人材に事務処理を受けてもらえることになった。
- ▶ 組織の役員に位置付けて役員報酬として事務処理業務を実施している。
 - 組織の役員会・総会資料作成支援
 - 事業計画・実績報告に係る書類全般作成
 - 活動日報の整理

く奈井江町〉事務処理可能な人材による事務支援 │ 契機→行政が事務処理可能な人材に打診

- 町内5組織のうち広域協定(広域組織)の事務処理の支援を役場が個人に依頼
- 隣接市町村に在住している人材に事務処理を受けてもらえることになった。
- ▶ 事務委託内容は次のとおり
 - · 運営委員会事務全般
 - 各下部組織の役員会・総会資料作成支援
 - 事業計画・実績報告に係る書類全般作成
 - ・ 交付金の出納管理

【参考】農業団体の支援を得て、 新たに多面的機能支払事業に取組んだ事例

<仁木町>土地改良区からの事務支援

- ▶ 改良区の区域(地区面積)を対象とし、活動のまとまりなどから 水利組合単位の4地区で立上げ。
- ▶ 4活動組織の事務委託を受け、費用は面積案分により委託費を徴収。
- ▶ 事務委託内容は次のとおり。
 - 事業計画及び実施状況報告の作成補助
 - ・ 交付金の出納管理
 - 活動日報の整理と活動記録の作成
 - 総会資料作成補助

<大樹町>JAからの事務支援

- ▶ 中山間直払事業の活動終了に伴い、多面的機能支払に移行した際、 中山間直払事業の事務局をJAが担っていたことから継続実施。
- ▶ 広域協定(運営委員会)と事務委託契約を締結し、委託費用を徴収。
- ▶ 事務委託内容は次のとおり。
 - 事業計画及び実施状況報告の作成補助
 - ・ 交付金の出納管理
 - ・ 運営委員会の運営に係る事務全般の支援
 - ・ 作業日報、活動記録の整理・作成

今後の取組み方針

- 今年度は、活動組織の事務負担軽減を図るため、事務を担当する人材の 確保や任意団体設立に至った経過と現在の運営状況について整理した。
- 次年度以降、事例研究会による現地意見交換会等を開催し、より詳細な 情報を収集、整理し、事務処理可能な人材の確保等に苦労する活動組織等 へ資料提供を行いたい。



令和3年度 事例研究会行動計画(案)

R3.3.30 現在

1	R3.8	第 1 回事例研究会 の開催	 ・制度改正について ・事例発表を目的とした収集した事例について検討 →外来種(アライグマ)駆除 →事務委託先の確保による支援・体制強化 ・先進地視察研修計画の策定 など
2	R3.12	第2回事例研究会の開催	 ・地方裁量の活用検討 ・事例発表を目的とした収集した事例について検討 →外来種(アライグマ)駆除 →事務委託先の確保による支援・体制強化 ・全道事例発表会の発表事例の検討 など
3	R3.12	先進地視察研修	・全道事例発表会での発表を見越した実施を想定 ※2泊3日行程
4	R4.1	草地帯分科会の開 催	・ブロック別開催(道北)
5	R4.3	第3回事例研究会の開催	・R3年度の行動計画の報告・本研究会の活動成果報告・(R4年度の行動計画案の策定)

R4.2	全道事例発表会	• 活動事例の発表、先進地視察研修の発表
未定	女性参画の促進に 資する意見交換会 等の開催	・時期や開催方法等は今後検討する

- ※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、中止・延期等がされる場合がある。
- ※ 道外から視察研修の申し出があった場合は、本研究会の会員も都合がつく範囲で出席する。
- ※ 視察研修場所は、道外のみならず道内も検討する。
- ※ 全国事例研究会等の開催に際し、発表者やパネリストの推薦依頼があった場合は、本会員からの推薦も検討する。